

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、「保育士修学資金の貸付け等について」(令和5年6月7日付けこ成基第18号こども家庭庁長官通知)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(令和5年6月7日付けこ成基第19号こども家庭庁成育局長通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「高知県社協」という。)が実施する保育士修学資金、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部、就職準備金及び未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部(以下「修学資金等」という。)の貸付けについて、その貸付方法や事務手続等を規定し、修学資金等の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの種類及び貸付対象)

第2条 修学資金等の貸付けの種類は、保育士修学資金貸付、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付、就職準備金貸付及び未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部とする。

2 修学資金等の貸付けの対象となる者(以下「貸付対象者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

(1) 保育士修学資金貸付

次の全ての要件を満たす者とする。ただし、東日本大震災の被災者の場合はウの要件は問わないものとする。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「養成施設」という。)に在学する者

イ 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、別表に定める区域及び施設等に従事しようとする者

ウ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

次のいずれかに該当する者で、かつ保育士として週20時間以上の勤務を行う者とする。

ア 未就学児を持つ保育士であって、次のいずれかの施設又は事業(以下「保育所等」という。)に新たに勤務する者

(ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所

(イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

a 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設

b (ウ)に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設

(ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

(エ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

(オ) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

(カ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

(キ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

(ク) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

(ケ) 企業主導型保育事業

イ 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(3) 就職準備金貸付

次のすべての要件を満たす者で、かつ県内において、新たに保育士として週20時間以上の勤務を行う者とする。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 保育士登録後、6ヶ月以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が6ヶ月未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から6ヶ月以上経過した者

イ 次に掲げる施設又は事業を離職後、31日以上経過した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

(ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(イ) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(エ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

ウ 保育所等に新たに勤務する者

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

次のすべての要件を満たす保育所等に雇用されている保育士とする。

ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

イ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

3 第3条第1項第1号オに定める生活費の加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 貸付申請時に生活保護世帯の者

(2) 前号に準ずる経済状況にある者として、高知県社協会長が必要と認める次に掲げる者

ア 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

(エ) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

イ アによりがたい場合は、個別に判断する。

(貸付期間、貸付額及び利子)

第3条 貸付期間、貸付額及び利子は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

ア 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。

イ アに規定する貸付期間は2年間を限度とする。ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合であって、エに掲げる額のうち学費相当分(月額50,000円以内)の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

ウ 前項の規定に基づき貸付期間が2年を超えることとなった場合の第9条の2第3項並びに第10条の2に規定する「修学資金の貸付けを受けた期間」は、「2年」と読み替えるものとする。

エ 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

オ 貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月当たり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

ただし、加算をすることができる期間は2年を上限とする。

カ 学費相当分(月額50,000円以内)を貸し付けずに、生活費の加算分のみを貸し付けることはできない。

キ 利子は、無利子とする。

ク 修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等(生活費加算分については在学中の生活費を含む。)に充当するものであるため、貸付金については、上記イ及びエに定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けることができる。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

イ 貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

ウ 利子は、無利子とする。

エ 保育料の一部貸付に当たっては、貸付けを受ける者の子どもの保育料に充当する場合のみ貸し付けることができるものであること。

(3) 就職準備金貸付

ア 貸付金額は、200,000円以内で1回限りとする。ただし、高知県の保育士の有効求人倍率が一定以上の場合は、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができる。

イ 利子は、無利子とする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、2年間を限度とする。

イ 貸付額は、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

(貸付申請)

第4条 貸付申請は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

ア 保育士修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に次の（ア）から（カ）に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

（ア）身上調書（第5号様式）

（イ）養成施設からの推薦状（第6号様式）

（ウ）世帯全員の住民票

（エ）世帯の全員及び連帯保証人の所得証明書（通学の学生、生徒及び未就学児を除く）

（オ）個人情報の取扱いについて（同意書）

（カ）その他必要と認められる書類

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書（第3号様式）に次の（ア）から（ケ）に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

（ア）身上調書（第5号様式）

（イ）保育士登録証の写し

（ウ）保育士として週20時間以上の勤務することが確認できる書類（雇用契約書等）

（エ）未就学児の保育料の金額が確認できる書類（保育料決定通知書の写等）

（オ）貸付申請者の世帯全員の住民票の写し

（カ）連帯保証人の所得証明書

（キ）産後休暇又は育児休業から復帰する場合、復帰することが確認できる書類（第32号様式）

（ク）個人情報の取扱いについて（同意書）

（ケ）その他必要と認められる書類

(3) 就職準備金貸付

ア 保育士に対する就職準備金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、就職準備金貸付申請書（第4号様式）に次の（ア）から（ケ）に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

（ア）身上調書（第5号様式）

（イ）保育士登録証の写し

（ウ）保育士として週20時間以上の勤務することが確認できる書類（雇用契約書等）

（エ）保育士登録後の職歴がわかる書類（履歴書（様式任意）等）

（オ）貸付申請者の世帯全員の住民票の写し

（カ）連帯保証人の所得証明書

（キ）就職準備金の使途を確認できる領収証等の写し

（ク）個人情報の取扱いについて（同意書）

（ケ）その他必要と認められる書類

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（第3-1号様式）に次の（ア）から（ケ）に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

（ア）身上調書（第5号様式）

（イ）保育士登録証の写し

（ウ）貸付申請者の世帯全員の住民票の写し

（エ）連帯保証人の所得証明書

（オ）保育所等における勤務時間が記載された書類

（カ）未就学児の保育所等の利用が確認できる書類

（キ）子ども預かり支援事業の利用時間及び料金が記載された書類（請求書又は領収書等）

（ク）個人情報の取扱いについて（同意書）

（ケ）その他必要と認められる書類

（生活費加算の貸付申請）

第4条の2 第3条第1項第1号オに定める生活費の加算を受けようとする者は、第4条第1項第1号アに掲げる全ての書類に加えて、次の各号に掲げる書類を高知県社協会長に提出しなければならない。

（1）第2条第3項第1号の場合、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

（2）第2条第3項第2号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況であることを確認できる書類

2 養成施設への合格前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が生活費加算の貸付けを希望する場合は、第4条第1項第1号アの（ア）及び（ウ）から（カ）の書類に加えて、次の書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

（1）学業が優秀であることを確認する書類

ア 貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書

イ 上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育士としての就労意思等

3 第2条第3項第1号の場合、高知県社協会長は、当該貸付申請者の生活保護の事務を取り扱っている福祉事務所長等に、貸付けによる自立助長の効果に対する意見を求めるものとする。

（連帯保証人）

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則2名立てなければならない。ただし、家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない、真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず第4条第1項第2号、第3号又は第4号に基づき貸付申請を行う場合は、連帯保証人は1名とすることができる。

3 貸付申請者が未成年である場合には、連帯保証人1名は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。

ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親

委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者で差し支えない。

4 連帯保証人は、修学資金等の借受人又は貸付申請者でない成年の者で、少なくとも1名は、原則として返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。

また、少なくとも1名は、原則として貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。

5 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、第14条に規定する延滞利子を包含するものとする。

(貸付けの選考及び決定)

第6条 高知県社協会長は、貸付申請者から提出された貸付申請について、別に定める保育士修学資金等貸付選考会(以下「選考会」という。)に諮り選考するものとする。ただし、第2条第2項第2号から第4号の貸付けについては、高知県社協会長が選考し、選考会に報告するものとする。

2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。

3 貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、高知県社協が指定する日までに借用証書(第7号様式)を提出しなければならない。

(生活保護世帯の者の貸付決定等)

第6条の2 高知県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否について、福祉事務所長等に通知するものとする。

2 生活費の加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないことから、高知県社協会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長等が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されているか確認するものとする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

(2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

(連帯保証人の変更)

第6条の3 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更届出書(第22号様式)に保証書(第23号様式)及び連帯保証人の所得証明書を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第7条 貸付金の交付は、次のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

ア 貸付金の交付は、年2回とし、原則として口座振込によるものとする。

イ 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第8号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、速やかに変更後の振込先を高知県社協に届出（第8号様式）なければならない。

ウ 借受人は、4月及び10月の各末日までに請求書（第9号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。

エ 貸付対象者の授業料の未払いがあるなど、貸付金が適正な使途に活用されていない場合は、高知県社協会長は貸付けを一時停止することができるものとする。

（2）未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 貸付金の交付は、年2回とし、原則として口座振込によるものとする。

イ 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第8号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、速やかに変更後の振込先を高知県社協に届け出（第8号様式）なければならない。

ウ 借受人は、4月及び9月の各末日までに請求書（第10号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。

エ 借受人が保育料の未払いがあるなど、貸付金が適正な使途に活用されていない場合は、高知県社協会長は貸付けを一時停止することができるものとする。

（3）就職準備金貸付

ア 貸付金の交付は、一括交付とし、原則として口座振込によるものとする。

イ 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第8号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、速やかに変更後の振込先を高知県社協に届出（第8号様式）なければならない。

（4）未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 貸付金の交付は、年2回とし、原則として口座振込によるものとする。

イ 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第8号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、速やかに変更後の振込先を高知県社協に届け出（第8号様式）なければならない。

ウ 借受人は、9月及び3月の各末日までに請求書（第10号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。

エ 借受人が利用料金の未払いがあるなど、貸付金が適正な使途に活用されていない場合は、高知県社協会長は貸付けを一時停止することができるものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第8条 高知県社協会長は、貸付決定者又は借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。第1号及び第4号については、当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

（1）退学、退職したとき

（2）心身の故障のため修学や勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき

（3）学業成績が著しく不良になつたと認められるとき

（4）死亡したとき

- (5) 貸付対象者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
 - (6) その他修学資金等貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 高知県社協会長は、次の各号に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付金の貸付けを行わないものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

借受人が休学し、又は停学の処分を受けたとき

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

借受人が疾病その他の理由により休職したとき

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

借受人が疾病その他の理由により休職したとき

(返還債務の当然免除)

第9条 高知県社協会長は、借受人が次の第1号アからカ、第2号、第3号及び第4号においてはア又はイのいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、別表に定める区域及び施設等に従事し、かつ、次に定める期間引き続き当該業務に従事したとき。

(ア) (イ) 又は (ウ) に該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間

(イ) 過疎地域、離島及び中山間地域等(次の①から⑩までに掲げるものをいう。)において当該業務に従事した場合(⑦から⑩までについては、エの規定により高知県外において当該業務に従事した期間として、当該業務従事期間に算入する場合に限る。) 3年間

- ① 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。)
- ② 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域)
- ③ 辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地)
- ④ 振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村)
- ⑤ 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域)
- ⑥ 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域)
- ⑦ 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島)
- ⑧ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯)
- ⑨ 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島)
- ⑩ 沖縄の離島(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島)

(ウ) 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者）が当該業務に従事した場合 3年間

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

ウ アの場合、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

エ 従事する保育所等における人事異動等により、借受人の意思によらず、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

オ 保育士登録を行った者が別表に定める業務従事施設等に従事することができなかった場合であって、別表に定める職種の業務を行う施設・事業所等において、養成施設卒業後1年以内に別表に定める職種以外の職種に採用された者については、高知県社協会長が本人の申請に基づき別表に定める職種に従事する意思があると認めた場合、第1項第1号アに規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。

カ 非常勤・パートの業務に従事した者については、当該保育所等に在籍した日数が1,825日以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上であることを要すること。

ただし、第9条第1項第1号アの（イ）または（ウ）に該当する者については、当該保育所等に在籍した日数が1,095日以上であり、かつ、業務に従事した日数が540日以上であること。

なお、同時に2つ以上の保育所等において業務に従事した日数は通算しないものとする。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が高知県の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、借受人の意思によらず、従事する保育所又は事業所等の法人における人事異動等により、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 就職準備金貸付

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が高知県の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 子どもの預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを受けた者が高知県等の保育所等において

児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還の債務の裁量免除）

第9条の2 高知県社協会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（1）死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

（3）貸付けを受けた別表に定める区域及び施設等において2年以上第9条第1項第1号に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

（4）貸付けを受けた別表に定める区域及び施設等において1年以上第9条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

3 第1項第3号及び第4号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

4 裁量免除については、次の各号に掲げる算定方法を用いる。

（1）保育士修学資金貸付

裁量免除の額は、別表に定める区域及び施設等に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数（この月数が2年に満たないときは2年の月数とする。）の2分の5（第9条第1項第1号アの（イ）及び（ウ）に該当する場合は2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（2）未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

裁量免除の額は、別表に定める区域及び施設等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（3）就職準備金貸付

裁量免除の額は、別表に定める区域及び施設等に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値

が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

裁量免除の額は、別表に定める区域及び施設等に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請及び決定)

第9条の3 第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者(以下「免除申請者」という。)は、保育士修学資金等返還免除申請書(第11号又は第12号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、第9条の2に規定する返還債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、その妥当性について選考会に諮り審査し、返還の債務の裁量免除を行う。

3 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

(返還)

第10条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から高知県社協会長が定める金額を返還しなければならない。

(1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき

(2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき

(3) 修学資金等の貸付けを受けた別表に定める区域及び施設等において第9条第1項第1号から第4号に規定する業務に従事しなかったとき

(4) 修学資金等の貸付けを受けた別表に定める区域及び施設等において第9条第1項第1号から第4号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還期間)

第10条の2 第2条第2項第1号に掲げる事業の修学資金等の返還期間は、次のとおりとする。

(1) 生活費の加算がない場合

修学資金の貸付けを受けた期間(修学資金が貸付けられなかった期間を除く)の2倍に相当する期間とする。ただし、第3条第1項第1号エの規定に基づく入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加えるものとする。

(2) 生活費の加算がある場合

修学資金の貸付けを受けた期間(修学資金が貸付けられなかった期間を除く)の4倍に相当する期間とする。

2 第2条第2項第2号及び第4号に掲げる事業の貸付金の返還期間は、貸付けを受けた期間(各事業の貸付けられなかった期間を除く)の2倍に相当する期間とする。

- 3 第2条第2項第3号に掲げる事業の貸付金の返還期間は、貸付決定者と協議のうえ、最大12ヶ月までとする。

(返還方法)

第10条の3 第2条第2項第1号から第4号に掲げる事業の修学資金等の返還方法は、次のとおりとする。

返還の方法は、一括払い、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。返還額は、月賦の場合にあつては次の第1号に定める額、半年賦の場合にあつては次の第2号に定める額とする。

- (1) 貸付けを受けた額を、前条の期間(月数)で除した額以上の額
- (2) 貸付けを受けた額を、前条の期間(月数)で除した額の6倍以上の額

(返還の債務の履行猶予)

第11条 当然猶予

高知県社協会長は、借受人が修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

高知県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 修学資金等の貸付けを受けた別表に定める区域内において第9条第1項第1号から第4号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予申請及び決定)

第11条の2 返還の債務の履行猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、返還猶予申請書(第13号様式又は第14号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 貸付決定者又は借受人が、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに高知県社協会長に届出(第15・16・17号様式)、保育士登録簿に登録を行った場合は、速やかにその登録証の写しを提出しなければならない。

(1) 保育士修学資金貸付

- ア 貸付けを受けることを辞退するとき
- イ 養成施設を休学し、復学し、転学し、留年し、退学したとき、及び停学処分を受けたとき
- ウ 養成施設を卒業し、保育士登録簿に登録を行ったとき
- エ 保育所等を退職、休職したとき、又は保育所等に休職から復職したとき

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

- ア 貸付けを受けることを辞退するとき
- イ 保育所等を退職、休職したとき、又は保育所等に休職から復職したとき
- ウ 保育料の一部貸付を受けているときに、保育料の変更があったとき

(3) 就職準備金貸付

- ア 貸付けを受けることを辞退するとき
- イ 保育所等を退職、休職したとき、又は保育所等に休職から復職したとき

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ア 貸付けを受けることを辞退するとき
- イ 保育所等を退職、休職したとき、又は保育所等に休職から復職したとき
- ウ 保育所等の利用を休止、停止したとき、又は利用を再開したとき

- 2 貸付決定者又は借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨を速やかに高知県社協会長に届出（第 18 号様式）しなければならない。
- 3 貸付決定者若しくは借受人、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第 19 号様式）しなければならない。ただし、第 5 項に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。
- 4 借受人が、別表に定める区域及び施設等に従事したときは業務従事届（第 20 号様式）により、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。また、当該業務従事先に 1 年を超えて従事する場合は、業務従事後 1 年ごとに業務従事届（第 20 号様式）を提出するものとする。
- 5 前項の業務従事届（第 20 号様式）を提出した者が別表に定める区域及び施設等従事先を変更したときは、変更後の業務従事届（第 20 号様式）に変更前の業務従事期間証明書（第 21 号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。
- 6 借受人が養成施設を卒業し、保育士登録簿に登録を行った場合は、速やかにその登録証の写しを高知県社協会長に提出しなければならない。
- 7 借受人が、第 10 条第 1 項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は修学資金等返還届（第 24 号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。
- 8 借受人が、当該養成施設を卒業した日から 1 ヶ月を経過した時点で別表に定める区域及び施設等に従事していないときは、卒業後状況届（第 25 号様式）を速やかに高知県社協会長に提出しなければならない。

（勤務期間の計算）

第 13 条 修学資金等の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育士の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（延滞利子）

第 14 条 借受人は、正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

- 2 当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

(実施細目)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、高知県社協会長が別に定める。

附 則 (平成 27 年 11 月 27 日制定)

この要領は、平成 27 年 11 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 1 日制定)

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 4 月 18 日制定)

この要領は、平成 29 年 4 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年 9 月 25 日制定)

この要領は、令和元年 9 月 25 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 15 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。